

各 位

会 社 名 インスパイアー株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 駒澤 孝次  
(JASDAQ・コード2724)  
問 い 合 せ 先 専 務 取 締 役 野 瀬 有 孝  
電 話 番 号 03-3289-6651 (代表)

## 訴訟の経過に関するお知らせ

平成 26 年 1 月 31 日「和解による訴訟の解決に関するお知らせ」にて開示いたしました訴訟について、経過をお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟の経過について

当社は、平成 25 年 7 月 10 日「訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示いたしました訴訟については、平成 26 年 1 月 31 日「和解による訴訟の解決に関するお知らせ」のとおり、承継参加人合同会社エコに対し、平成 26 年 3 月末日までに金 2 億 5 千万円を支払うことで和解いたしました。

当社は、平成 26 年 2 月 28 日「第三者割当による新株式の発行、主要株主である筆頭株主及び親会社以外の支配株主並びに主要株主の異動に関するお知らせ」のとおり、第三者割当により発行される新株式の募集を行うことを決議し、その調達資金の使途として当該訴訟債務を支払うことにいたしました。

訴訟債務を支払うための手続きとして平成 26 年 3 月 18 日に主債務者に平成 26 年 3 月 31 日までに和解金を支払うという内容の通知書を発送いたしました。当該通知書の返答として、平成 26 年 3 月 25 日に当社の顧問弁護士に対し、当該和解における主債務者の代理人から「主債務者はワイン等売買契約の解除に基づく既払代金返還債権等を有しており、これらの債権を自働債権として相殺してもなお逆に請求できる地位にあり、東京地方裁判所にワイン等売買契約の解除に基づく原状回復請求権としての既払請求代金返還請求等の訴えを提起しているため、適切に対応されたい。」等と要請がなされたため、当社は検討を行うため、第三者である高江・阿部法律事務所の安田弁護士に意見を求めることにいたしました。

平成 26 年 3 月 31 日「第三者割当による新株式発行の払込完了、主要株主である筆頭株主及び親会社以外の支配株主並びに主要株主の異動に関するお知らせ」のとおり、調達資金の払込が完了し、資金使途のとおり当該訴訟債務を支払う予定でありましたが、上記経緯があり、当社顧問弁護士から様子を見るべきであるとの意見と、安田弁護士から、現時点では保証債務を履行すべきではなく、弁済拒絶を行った上、速やかに請求異議訴訟を提起する等して、適切な法的解決を図るべきであるとの意見がなされたため、平成 26 年 3 月 31 日の和解金支払期日において支払を一旦留保することといたしました。平成 26 年 4 月 1 日には、正式に安田弁護士か

ら上記意見の内容が記載された意見書を取得しております。

当社は、訴訟債務額2億5千万円を弁護士の預り口座にて管理しておりますが、請求異議訴訟を提起及び供託することを検討しております。したがいまして、現在のところ和解金の支払は行っておりません。

## 2. 今後の見通し

現時点では、業績に係る影響はありません。今後、業績に与える影響があった場合には、速やかにお知らせいたします。今後の経過及び進捗につきましては、適時お知らせいたします。

以 上